

政府の知的財産戦略本部で知的財産推進計画が昨年七月に決定され、「知財立国」の実現に向けた「百七十項目に及ぶ政府の方針が示された。知的財産推進計画は、知的財産の創造と保護、活用をうたっている。だが、こうした知財立国の政策を遂行するためには、裁判による権利の迅速かつ的確な保護が大前提になる。

一昔前は、紛争解決のために司法が果たす役割が「二割程度に過ぎない」などを指摘されたこともあったが、最近では社会的に目を引く裁判所の判断が相次いでいる。青色発光ダイオードに関する職務発明で巨額の承継対価を認められた判決や、週刊文春の発行差し止めを命じた仮処分決定などで、判断の当否は別にして「裁判所は元気が良い」という声も聞かれる。

★変化

知財立国と司法 来春から高裁改革



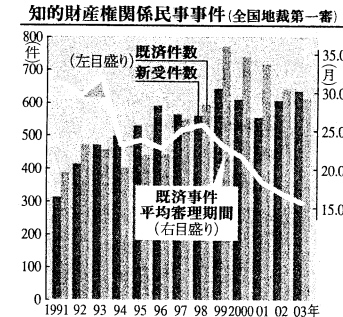
早稲田大学法学部教授 たかばやし りゅう 龍

の判断へとシフトしつつあることが実感できる。

★迅速化
司法を取り巻く変化の中でも、とくに知財訴訟の分野は、度重なる知財法や民事訴訟法の改正、裁判所内部の機構改革などもあって、改革のスピードがずば抜けている。

知財関係の民事訴訟は、別表にあるように、二〇〇三年の一審の受理件数が一九九一年に比

べて倍増している。一方で、一審判決に至るまでの平均審理期間は、十五・六か月とほぼ半減しており、東京地裁の場合は約十か月となっている。控訴審の平均審理期間も、二〇〇三年は九・九か月だ。控訴事件数が一



研究者など技術のスペシャリスト百四十人が任命された。

調査官は常勤ではあるが、先端技術のすべてに精通しているわけではない。スペシャリストとしての専門委員が、非常勤として事件単位で委嘱を受け、裁判官に先端的技術面でのアドバイスを行うことで、盤石の体制が整ったことになる。また、東京高裁では、事件によっては、知財専門部の四つの部の裁判官が一堂に集まる構成として、高裁段階でいく知財の分野では、十分にあり得るという点だ。「侵害者」と名指しされている者が悪いのか否かは裁判を通じて初めて分かることで、訴訟法や知財法の改正にあたっては、権利者の権利擁護を図ると同時に、侵害者と疑われている者の権利の防御法についても十分に留意しておく必要がある。バランス感覚は法的紛争解決の場面で最も大切な価値基準だろう。

★課題

また、司法制度改革の成果の一つとして、今年四月から法科大学院による大量の人材養成システムが本格稼働している。さらに、刑事事件に限ってはあ

るが、裁判員制度の導入で、裁判が市民の身近なものになるようにしている。紛争解決の軸が、行政指導から、裁判で

審の事件数の約三分の一であることと併せて考えれば、難しい事件でも控訴審判決に至るまで平均二年ほどで処理されている。これは証拠収集手続きや陪審審理を経て一審判決に至るまでに平均約二年を要しているアメリカの例

専門委員制度で盤石に

★体制

され、控訴審はすべて東京高裁が担当することになった。

これらの裁判所には、裁判官に技術的な助言をする調査官が配属されているが、改正民法では、これに加え知財専門委員制度を採用、四月に大学教授や

この東京高裁の知財専門部は来春四月からは知財高裁と名称も改め、新規スタートを切る予定だ。新しい知財高裁において世界にアピールできる知財訴訟が、ダイナミックに展開していくことを期待したい。

法改正によって、紛争解決の手段として、訴訟がより重要性を増していくことは喜ばしいが、忘れてならない視座がある。それは、医療過誤訴訟や製造物責任訴訟などでは、原告となる者(患者、消費者)と被告となる者(医師、企業)が入れ替わることは想定できないが、権利の及ぶ範囲が本来的に明確でない中で研究・開発が行われていく知財の分野では、十分にあり得るという点だ。「侵害者」と名指しされている者が悪いのか否かは裁判を通じて初めて分かることで、訴訟法や知財法の改正にあたっては、権利者の権利擁護を図ると同時に、侵害者と疑われている者の権利の防御法についても十分に留意しておく必要がある。バランス感覚は法的紛争解決の場面で最も大切な価値基準だろう。